

[育成環境課關係]

1. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、平成21年度においては、放課後児童クラブが18,479か所（平成21年5月現在）、放課後子ども教室が8,719か所（平成21年度実施予定含む）の実施となっている。

放課後子どもプランの着実な推進を図るため、平成21年度第1次補正予算に計上された「安心こども基金」の地域子育て創生事業には、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援」にかかる経費を盛り込んでおり、また、平成22年度予算（案）においては、放課後児童クラブは約2万5千か所分、放課後子ども教室は約1万か所分の運営費補助等の経費を計上したところである。

また、本年1月29日に策定された「子ども・子育てビジョン」においても、「放課後子どもプランの推進」に取り組むとされており、引き続き、全小学校区での実施を図るとされているところである。

各自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。なお、平成21年3月に作成した放課後児童クラブ実践事例集において、両事業の連携実施・一体的実施の事例等を掲載したので、事業実施の際の参考にして頂きたい。

(2) 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブの充実について

放課後児童クラブについては、これまでも「新待機児童ゼロ作戦」等に基づき、受入れ児童数の拡充に向け取り組みを進めてきたところであるが、今般策定された「子ども・子育てビジョン」において、放課後児童クラブについても、5年後の新たな目標値を設定したところである。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成21年5月1日現在で1万1千人に上っている。

今回新たに設定された「子ども・子育てビジョン」の目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえた目標事業量の積み上げ等を基に設定したものであり、厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用児童数を現在の81万人（小学1～3年生の5人に1人（サービス提供割合21%））を5年後の平成26年度までに111万

(小学1～3年生の3人に1人(サービス提供割合32%))とすることを旨とし、当該目標達成に向けて取り組みを進めていくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図ることとされており、厚生労働省としても積極的にクラブの質の向上に取り組むこととしている。各自治体におかれても、それぞれの地域におけるニーズを踏まえたサービス提供体制の整備に努めるようお願いする。

(3) 放課後児童クラブの国庫補助について

① 放課後児童クラブの平成22年度予算(案)について

平成22年度予算(案)においては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面については、クラブの新設や分割に対応するため、24,872か所分の事業費を計上したところである。また、クラブ運営経費には、受入児童に対する傷害保険及びクラブに対する賠償責任保険の加入に要する経費(保険料)を盛り込んだところであるのでご配慮願いたい。

また、平成21年度第1次補正予算に計上された「安心こども基金」の地域子育て創生事業には、「放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援」にかかる経費についても盛り込んでおり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消等に努めていただくようお願いする。

さらに、ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助のか所数の増を図るとともに、大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費についても、必要なか所数を計上したところである。

なお、平成22年度より、設備費については既存の放課後児童クラブの設備の更新、追加的な備品購入も補助対象とすることとしている。

本補助基準額は、これまでも補助対象であった新たにクラブを実施するための改修を伴わない設備整備と同額の補助基準額(1,000千円)を予定している。また、設備の更新については耐用年数を経過していることを条件とし、追加的な備品購入については1クラブ原則1回とすることを予定している。詳細については、平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金実施要綱(案)及び放課後児童クラブ関連Q&Aをご参照頂きたい。

また、「放課後子どもプラン実施支援等事業」については、放課後

児童対策関連事業の効率化を図る観点より、21年度限りで廃止することとし、本事業における指導員を希望する者に対する研修は「放課後児童指導員等資質向上事業」の研修対象を拡充することにより対応することとしたのでお知らせする。

② 人数規模に応じたクラブに対する国庫補助の取り扱いについて

平成22年度予算（案）においては、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、児童数が70人以下のクラブに対する補助を増額するとともに、71人以上の大規模クラブに対する補助を減額し、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進することとしたものである。

ア 児童数71人以上の大規模クラブへの継続補助について

児童数71人以上の大規模クラブについては、補助の廃止は行わないものの、子どもの情緒面への影響や安全性の観点より、引き続き適正規模化を促進するため、補助基準額については減額し、当分の間、補助を継続することとしている。各自治体におかれても、引き続き、積極的な放課後児童クラブの整備による大規模クラブの解消に努めて頂くようお願いする。

イ 児童数70人以下のクラブに対する増額補助について

児童数70人以下のクラブについては、「放課後児童クラブガイドライン」において、望ましいとされる児童数が40人程度の人数規模のクラブへの移行促進を図るため、児童数36～45人の人数規模のクラブに最も高い補助基準額を設定することとしている。

本基準額の設定は、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえたものであり、本ガイドラインに沿ったクラブ運営に努めて頂くようお願いする。

また、ガイドラインに示されている質の確保されたクラブの設置促進とともに、クラブを利用できなかった児童の解消も重要な課題であるため、クラブの質の向上と量的拡大の両方を勘案しながら取り組んで頂くようお願いする。

さらに、今般の補助基準額の設定により、これまで利用していた児童が、「受入児童数の変更」等により、利用できなくなるなどの事態が生じることがないようにされたい。

③ 年間200～250日未満開設クラブの取扱いについて

年間開設日数については、基本的に年間250日以上での開設が必要であると考え、利用者に対するニーズ調査の結果、実態として

年間250日開設する必要がないといったクラブ」については、年間250日未満の開設日数であっても、特例として引き続き補助を行うこととしている。

上記「利用者に対するニーズ調査」については、事業実施主体である市町村が実施することとしており、調査方法については、市町村の実情に応じて行って頂きたいと考えるが、以下の項目を満たしていない場合は補助対象としないこととするので留意願いたい。なお、参考として調査様式例を別途送付する予定である。

「利用者に対するニーズ調査」

- ・すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること
 - ・期間（土曜日、日曜日、祝日、夏休み等）ごとの利用希望を聴取すること
 - ・事業実施年度（平成22年度）における利用希望を聴取すること
- なお、調査結果は市町村において5年間保存すること。

また、個々のクラブの開設の必要性については、地域やクラブの実情を踏まえ、事業の効率性及び個々の利用者にとっての必要性を十分に勘案し、事業実施主体である市町村によって判断されるものであると考える。

いずれにしても、各自治体におかれては、引き続き、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図って頂くようお願いする。

（４）放課後児童クラブガイドラインについて

放課後児童クラブについては、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用等を図っていただくようお願いする。

特に、本ガイドライン中「開所日・開所時間」については、「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定

すること」としているところであるが、保育所からの切れ目の無い子育て支援サービスの実施の観点から、一層の利用者のニーズに応じたサービスの提供の促進に努めて頂くようお願いする。

また、「安全対策」については、「あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと」こととしており、従来よりご尽力頂いているところであるが、放課後児童クラブにおける事故やケガの発生の予防や、発生した場合の迅速な対応、事故把握体制等の一層の強化を図るため、クラブに関する事故防止及び事故報告について通知することを予定しているため、市町村への周知等、ご協力をお願いする。

2. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成22年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る施設整備の国庫補助等については「平成22年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」（雇児育発0126第1号平成22年1月26日育成環境課長通知）によりお示ししたところであるので、管内市町村分を取りまとめの上、3月1日（月）までの提出をお願いしたい。（関連資料2）

なお、昨年、国の内示前に工事の執行に着手していたという実態が、交付申請書提出後の審査により発覚し、結果、内示取り消しに至る事例がいくつかの自治体において見受けられたところである。

このような事態を未然に防ぐため、今回より協議書の様式中に新たに「契約予定年月日」の欄を設けたところであるので、各都道府県においては、こうした事態が生じることの無いよう、管内市町村と密接に連携を図っていただきたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

① 児童館の機能について

児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・発達を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動の推進、④母親クラブなどの地域活動の支援、などを基本的機能として実施されているところである。

また、当該施設は、専門性を有した職員（児童の遊びを指導する者）が配置され、乳幼児から中高生まで地域のすべての児童を連続的に支援していくことができる施設である。

平成22度の児童育成事業推進等対策事業の採択方針において、児童館の先駆的な取り組みとして、児童館長等が地域の児童健全育成の総合的指導者の役割を果たし、地域内の子ども・大人・高齢者等あらゆる人々の交流活動の提供を通じて子どもを地域で育む体制づくりを促進するなどの取組をお示ししているところであり、こういった事業も活用し、「地域のすべての児童と保護者に対する総合的な支援拠点」として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

② 地方分権改革推進計画について

また、昨年10月の地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、児童館の基準について、廃止又は条例委任するとされたことを受けて、同年12月に「地方分権改革推進計画」を閣議決定したところである。

「地方分権改革推進計画」においては、児童館の最低基準は条例で都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）が定めることとし、その際、児童福祉施設最低基準に第38条に定める児童館の職員（児童の遊びを指導する者）については、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、同第37条、第39条、第40条に定める集会室、遊戯室、図書室等の設備の基準などについては、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。

これらについては、地域主権改革推進一括法案（仮称）を今通常国会に提出する予定であるが、法案の施行時期などについては、現在検討中である。

3. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用・周知について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員にこれらの問題への適切な関わりが求められている。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりのためには、「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であることから、今般、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだ（平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）ところである。

また、児童委員・主任児童委員が、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画す

るとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、円滑な児童委員・主任児童委員活動が図られるよう各都道府県等の教育委員会教育長及び民生主管部（局）長あてに「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」（平成21.3.16生参学第11号 雇児育発第0316001号）を文部科学省と連名で発出する等、文部科学省と連携しているところであり、地域においても教育委員会と児童福祉部局、家庭教育支援団体、学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

（2）個人情報取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

各地方自治体におかれては、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いしたい。

（3）一斉改選について

平成22年12月1日には、3年ごとの一斉改選が行われる予定であり、現在、委嘱手続きの簡素化等を盛り込んだ選任要領等、一斉改選関連の通知の準備をしているところである。改選にあたっては児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。

また、児童委員・主任児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員に欠員が生じた際には、欠員補充の手続きについて、極力その迅速化に努めていただくようお願いする。

4. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親

子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、こうした取組のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努めていただきたい。

特に、ここ数年、子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などの取組をお願いしたい。

また、地域組織活動の活性化や放課後児童の安全確保などに関して、児童の健全育成を図るための先駆的、模範的な取組については、平成22年度においても『児童育成事業推進等対策事業』の優先採択事項とし、現在、事前協議を行っているところであるので、積極的な事業展開を図られるようお願いするとともに、管内市町村への周知をお願いする。

なお、事前協議に対する内示については、年度当初に発出することを予定しているので、提出期限（3月12日）までに事前協議書を送付いただくようお願いする。

5. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきた。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成21年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を募集したところ、7,646作品の応募があった。標語の募集にあたっては管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。標語選定委員会で選考した結果、次の作品を平成22年度児童福祉週間の標語と決定した。

「地球はね、笑顔がつまった 星なんだ」
(宇野 絢子さん 11歳 (滋賀県) の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管内市

区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及を御願います。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、全国の地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところである。本年も地域における子育て支援に関連した先駆的・魅力的な取組を中心にまとめることとしているので、貴管内市区町村の取組みについて、幅広くご報告願いたい。

6. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童福祉法第8条第7項により、児童の健全な育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。また、厚生労働省ホームページには最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているため、児童福祉文化財の普及に御協力を御願いたい。なお、本年度においては、子どもや子育て中の親子が集まる機会の多い保育所や児童館、図書館、地域子育て拠点、乳幼児健診の場等で活用していただくため、20年度に推薦された絵本等の児童福祉文化財を紹介したポスターを作成し、配布したところであるが、本ポスターは厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/index.html>) から、ダウンロードできるので、活用いただきたい。

7. (財) こども未来財団の事業について

(財) こども未来財団については、昨年行政刷新会議「事業仕分け」において「見直しを行う」との結果であり、その内容は「基金全額を国庫に返納」「補助金のあり方」などが指摘されたところである。

この結果を踏まえ、

- ① こども未来財団の基金については、基金事業の原資となっている国庫補助額300億円を平成22年度中に国庫へ返還
- ② 平成21年度まで基金事業として実施していた事業については、縮減等を行った上で、毎年の国庫補助事業として実施

などの見直しを行ったところである。

国庫補助事業として、平成22年度（財）こども未来財団の助成する事業（案）については、関連資料5を参照されたい。